

### 第3節 基準の特例

(基準の特例)

第62条 この章（第47条、第55条及び第58条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未滿の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

#### 【解釈及び運用】

##### 1 公平性の確保について

本条の内容は、抽象的、包括的なものであって、適用するか否かの判断は、不公平や不均衡が生じることは避けるべきであり、通知や過去の事例等に注意を払い、他の消防本部との不公平や不均衡が生じないように、予防課で十分に検討し消防長の決裁を受けること。

##### 2 特例の適用

特例の適用については、指定数量未滿の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況から判断し、次の(1)又は(2)による客観的条件によるものでなければならない。

- (1) 条例第4章の規定によらなくても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるとき。
- (2) 予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、条例第4章の規定による施設の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効果があると認められるとき。

## 第4節 雑則

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第78条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第2で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

### 【解釈及び運用】

本条では、条例第4章に規定される少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いをするにあたり、届出を要する範囲について規定されている。

届出書は、条則第14条に定める様式により、原則、貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける7日前までに、正本及び副本の2部を管轄する消防本部又は出張所に提出しなければならない。

なお、届出書に添付する書類は次のとおりとする。

#### 1 届出書の添付書類

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の案内図、建物等の配置図（周囲の空地が分かる図面）。
- (2) 建物の構造等及び設備機器の配置が分かる平面図。
- (3) 設備構造図は、設備機器の設計図、カタログ等とし、電気器具等で防爆構造のものを使用する場合は、その確認ができる書類。
- (4) 水張検査又は水圧検査のタンク検査済証の写し、若しくは、製造者等のタンク検査報告書。
- (5) その他、必要に応じて電気配線、配管、換気設備及び消火器等の書類により確認すること。

## よくある質問と回答

Q 少量危険物の移動タンクを新たに置く場合、届出は必要ですか。

A 松浦市火災予防条例第78条の規定に基づき必要となります。

Q タンクの水張検査等は必ず行わなければいけないのですか。

A 松浦市火災予防条例第79条の水張検査等は任意ですが、条例基準に適合したタンクであることが必要です。

Q 少量危険物や指定可燃物に対する消火器の設置の根拠は条例ですか。

A 消防法施行令第10条及び消防法施行規則第6条が根拠になります。

Q 少量危険物である屋外タンクや移動タンクに消火器は必要ないのでしょうか。

A 本市においては、上記のものについて、消防法施行令第10条に規定する「別表第一に掲げる建築物その他の工作物」に該当しないこととしているため、設置については、あくまでも「指導」となります。

Q 指定数量以上の危険物施設に必要となる空地と少量危険物施設に必要な空地の重複は可能ですか。

A 許可施設と少量危険物施設の空地の重複に係る通知等は特にありませんが、施設に必要な空地の大なる方を確保するようにしてください。

Q ためますほどの程度の大きさが必要ですか。

A 概ね縦、横及び深さを30cm以上とします。

Q 少量危険物の移動タンクに燃料を積載した状態で常置することは可能でしょうか。

A 火災予防上安全な場所（移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所を言います。）であれば可能ですが、屋外に常置する場合は、危険物の盗難等にも留意する必要があると思います。

Q 屋上に架台を設置し、その上部（又は下部）に少量危険物である発電機を設置する場合、その下部（又は上部）に対する規制はありますか。

A 特に規制はありませんが、火災予防上支障のないように運用してください。

なお、排気筒付近は発電機の作動時高温になる可能性があり、他都市においては付近の可燃物が延焼媒体となった火災も発生しておりますので、運用には十分注意をお願いします。

Q 指定可燃物は少量危険物同様品名ごとに合算するのですか。

A 指定可燃物は松浦市火災予防条例第58条と同様の規定がないため、数量に満たない品名は合算しません。

Q 大型トラックの燃料タンクは、軽油で200リットルあるものもありますが少量危険物の規制はかけなくていいのですか。

A 規制は不要です。自動車の燃料タンクの安全基準については「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」第15条の規定で安全性が確保されており、また自動車の設備の一部と解されるため危険物の貯蔵や取扱いにはあたらないとされています。（参考：昭和49年7月30日 消防予第102号）